『フランス帝国主義とアジア ――インドシナ銀行史研究――『

東京大学出版会 1985年 xvii +386+43 ページ

Ι

フランス帝国主義のアジア進出についての最初の本格的な研究成果は、おそらくキャディ(John F. Cady)の The Roots of French Imperialism in Eastern Asia (ニューヨーク, Cornell University Press, 1954年)であろう。キャディがここで強調しているのは、1840~70年代のフランス政府の東・東南アジア進出政策を推進した基本的な動機は、イギリスとの拮抗関係のもとでの国家的威信の拡大という政治的要素にあった、という点である。彼によれば、1862年のコーチシナ領有に始まるフランスのインドシナ植民地支配の本質的なねらいも、アジアにおける国威発揚の拠点を確保することにあった。

その後、このキャディ説はインドシナ3国ならびに中国の近代史の研究に少なからぬ影響を及ぼすことになるのであるが、彼の議論は、脆弱性、停滞性をその特質とみなす、伝統的なフランス資本主義観に支えられていることは容易に看取されるし、彼の問題意識には、帝国主義の海外膨張政策を全て経済の次元に還元して説明しようとする経済決定論に対する批判があることも自ら明言しているとおりである。

そうしたキャディのフランス資本主義認識の一面性や政治と経済とを二分法的に切離す分析方法の限界を突いたのがラッフェイ (John Laffey) である。彼の論文, "Les racines de l'impérialisme français en Extrême-Orient: a propos des thèses de J.-F. Cady" (Revue d'histoire moderne et contemporaine, 第16巻, 1969年4月・6月,282~299ページ)は副題が示すとおり,キャディ説に反論することにねらいがある。その要旨は,キャディのいう国威拡張政策を推進する原動力となったのは,当時のフランスを代表する産業として発展しつつあった,リヨンの絹織物業界の(1850年代中葉のヨーロッパにおける蚕の微粒子病の蔓延によって生じた繭生産の激減という事態を契機とした)原料の生糸を中国を中心とするアジアに確保しようとする経済的動機であった,という内容である。したがってラッフェイによれ

ば、インドシナの領土支配も、中国市場へのアクセスと して、通商上重要な意義をもつのであった。

政治か経済かという動機をめぐる問題は措くとして、 ここで注目すべきことは, ラッフェイがリョン組織物業 界が中国市場へ積極的に関与する過程を描出することに よって、フランス産業資本の動態的側面を明らかにした 点である。こうしたフランス資本主義のダイナミックな 側面を重視しようとするラッフェイの試みは、実は1960 年代後半に始まる, フランスの経済史学界の新たな潮流 のなかから生まれたものである。それは要するに、当時 のフランス経済が高成長を持続するという事情を背景 に,企業内資料などの一次資料の綿密な分析によって, あの「高利貸的」という形容に象徴される伝統的なフラ ンス帝国主義像を再検討しようとする動きであり、その 具体的な成果や課題は、ブーヴィエ (Jean Bouvier) の 論文集, 『フランス帝国主義研究――19, 20世紀――』 (権上康男・中原嘉子訳 御茶の水書房 1974年)に紹 介されている。

さて、権上氏の今回の著作は、こうした近年の研究動向に沿って、フランス金融資本のアジアとの関わりの分析をとおして、新たなフランス帝国主義像を構築しようとする試みである。「序」によれば、著者がインドシナ銀行を研究対象として選択したのは、同行が植民地インドシナの中央銀行でありながら、同時にフランス本国の主要民間諸銀行の子会社的存在でもあり、中心部ヨーロッパと周辺部アジアとの接点に位置して、国際的かつ政治借款をも含む多面的な営業活動を展開するという特異な性格を有するからである。

こうした特異性に着目して著者は、銀行の組織、営業動向、国家並びに主要民間諸銀行との利害関係、営業活動が周辺部アジアの経済に与えた影響などの論点を解明し、従来の帝国主義理論、および近年の新従属理論、多国籍企業論が提起する諸問題に答えようとする。分析にあたっては、銀行の内部資料、政府関係機関の公文書を縦横に駆使し、アナール学派の社会史研究の手法をもとり入れて、当事者の政策決定に至るプロセスをも綿密に究明する姿勢を貫いている。そして著者が究極的に求めようとするのは、国民経済の枠を前提とした、従来とは別のタイプの類型化されたフランス帝国主義像ではなく、「複雑で可変的な帝国主義像」(マページ、傍点は原著

このように本書は多方面の研究者の関心をひく重要な 問題点を提起しているのであるが,それら全てを的確に

者)なのである。

紹介することは到底, 評者の力量の及ぶところではない。それゆえ, 本書評は近代ヴェトナムの経済史研究に携わる評者の関心に即した, 内容の紹介, コメントであることを予めお断わりしておきたい。

ヴェトナム史研究の側から評者が本書に関心を寄せるのは、インドシナ銀行が植民地インドシナの中央銀行として植民地経済に重要な役割を果たしたはずであるにもかかわらず、その実態はこれまでほとんど解明されていないという事情にもよるが、新たな潮流に即したフランス帝国主義の研究成果が、植民地期のヴェトナム研究に新しい局面を切り開くことを期待するからである。

Π

本書は,第1部「インドシナ銀行の歴史的起源」(第1章),第2部「発展の時代(1875—1913年)」(第2,3章),第3部「不確実性の時代(1914—39年)」(第4,5,6章)と「総括」から構成される。

第1部,第1章「コーチシナ植民地発券銀行の生誕」では、インドシナ銀行が1875年の創設当初から、旧来の仏領地域の植民地中央銀行とは異なり、国家のコントロールが緩やかなうえに、業務の範囲も発券の他に手形割引、担保貸付、外国為替など証券発行と長期業務を除く、多くの部門に及び、しかも利益処分は自由であるなど、民間銀行的色彩の濃い性格をもつことが明らかにされる。

創設のイニシアティブをとり、営業開始後当面の経営 権を握るのは、いずれもアジアとの関係が深かった、パ リ割引銀行と商工信用銀行である。インドシナ銀行のこ うした性格を規定したのは、同行がフランスを代表する 金融機関として、中国を中心に形成され、コーチシナも その一環をなすところのアジアの広域経済圏において、 すでに優勢を誇っていたイギリス系諸銀行に伍して営業 活動を開始せざるを得なかった、という歴史的事情によ るものである。

第2部で対象とする時期は、フランスの領土支配がインドシナ全域に拡大し、中国への進出も本格化する、膨 張政策期である。

このうち、第2章「インドシナ植民地市場の征服(1875 ―96年)」は、定款により営業活動が植民地に限定されていた時期を扱うが、そこでの重要な論点は、中心部資本であるインドシナ銀行の営業活動が、周辺部アジア地域、就中植民地コーチシナの経済をどのように規定したのか、という点である。

アジアにおける営業活動の拠点,サイゴン支店の生産 的業務の大半を占めたのは,コーチシナからの米の輸出 に関連した,外国為替,手形割引,貸付の部門であり, その最大の受益者は,コーチシナ全域に流通網を張り巡 らし,農村金融をも支配する華僑であった。この貿易関 連業務の拡大は,銀行創設時にはすでに形成されつつあった,米の対中国輸出とイギリスおよびその植民地から の綿製品の輸入とを中心に構成される貿易構造を金融面からより強化し、中国を核とする東アジア市場,および イギリスを中心に展開する世界市場へのコーチシナの統 合を促進した。

これに対し、農村から高利を追放し、同時に華僑の流通、金融支配をも打破する目的で設けられた営農資金の低利融資制度=未収穫担保貸付は、貸出手続の厳格さから当初の期待に反して振わなかった。しかも、その恩恵に浴したのは自ら高利貸を兼ねる地主、すなわち村役人の郷職層に他ならず、彼らは借入金を高利貸の原資として利用したのであった。こうしてこの制度は、設立のねらいとは逆に、高利貸の悪弊を拡大する結果をもたらした。

このように、インドシナ銀行の業務の発展は米のモノカルチュアに基礎を置き、流通、金融面を華僑が支配し、農村内部では郷職地主が高利貸として君臨する旧来の経済構造を拡大、強化する方向に作用したのである。それは、極大利潤の追求と業務の安全性確保を優先させる一経営体としての同行の行動原則から必然的に帰結されるものであった。

第3章「アジア広域市場への進出 (1897—1913年)」は、一植民地銀行から事業銀行としての機能をも兼備し、活動の重点を中国に置くという、多国籍化を伴う「特殊型混合銀行」へと脱皮する過程と営業活動の実態の解明が主要な論点となっている。

イギリスをはじめとする列強との激しい競合関係のもとで、中国における鉄道敷設権と鉱山開発権を獲得したフランスにとって、証券の発行、企業の発起、資本参加などの業務を遂行する自国の金融機関を中国国内に設置することは不可欠であった。1898年の上海出張所開設に始まるインドシナ銀行の支店、出張所網の拡張も、こうした対中戦略の一環として政府の要請にもとづくものであった。

一方、銀行側は店舗の開設にしろ、事業への参加にし ろ、確実な利潤が保証される場合にのみ、政府の要請に 応じたのであり、ここにキャディらの主張する、フラン スの帝国主義的膨張は政治の産物であるとする命題の限 界が示されている。

それはともかく、こうしてインドシナ銀行は中国、さらには東南アジア、オセアニア地域へ営業網を拡大するとともに、従来の通常業務に加え、公社債の発行、鉄道や鉱山を中心とする事業への資本参加などの特別事業をも営むようになった。このように営業活動が多国籍化するなかで、インドシナ銀行の業務は通常業務、特別業務の両部門ともに、植民地よりも中国を中心とする外国地域においてより積極的に展開されるようになり、そうした同行の営業方針に対しては植民地の総督府、およびフランス系民間諸団体から非難が浴びせられた。

この点に関連して興味深いのは、インドシナ銀行が総督府国庫金を外国店へ輸出し、そこでの通常業務の運用資金に充てた、という事実である。この国庫金とは総督ドゥメール (Paul Doumer) が1899年に実施した、アヘン、酒精、塩の専売化と地租、人頭税の強化を骨子とする財政改革によって安定的に確保されるようになったものであるが、これが植民地インドシナの開発には向けられず、主として中国におけるインドシナ銀行の通常業務の基本的な資金として用いられていた事実は、この時期のインドシナ銀行には、中国進出のための機関としての性格が濃厚であったことを端的に物語っている。

第3部は,第1次大戦期,並びに戦後のフランス経済 の弱体化を契機に,政府のアジア政策が膨張から植民地 の開発へと転換する時期が対象となる。

第4章「第1次世界大戦とインドシナ銀行(1914—19年)」では、大戦末期のピアストル騰貴に端を発する、通貨改革問題に焦点をあて、インドシナ銀行が、中国を中心とする銀貨圏から離脱し、金本位制を採用しようとする政府の通貨政策に応じる姿勢に転じた点が強調されている。

第5章「国家との闘争――『膨張銀行』か『開発銀行』か――」では、1920年に期限切れとなる特権更新をめぐり、既得権益を守ろうとするインドシナ銀行と、アジア政策の重点を植民地開発に移行し、同行を植民地における発券=開発機関に徹しさせようとする国家との確執が主要なテーマとなっている。両者は1931年、発券特権の更新と引換えに、インドシナ銀行を、国家の資本参加、役員派遣による管理強化を容認する「混合会社」へ改組することで合意に達したのであるが、これは現代フランスの国有化銀行の先駆的モデルとしての意義をもつものであった。

第6章「繁栄と恐慌下の銀行経営 (1920-39年)」の

中心的な課題は、20年代後半の好況期と30年代初めの恐 慌期の、インドシナ銀行と、農業の在来部門およびプラ ンテーションなどの近代産業部門との関係である。

戦後の植民地開発ブームは、一次産品価格の上昇傾向 に、フラン危機を回避するために本国資本が植民地に殺 到するという事情が重なって生じたのであるが、この時 期の業務上の特徴としては、農業信用部門の増大と企業 発起への積極的な関与が挙げられる。前者は総督府の指 導のもと小土地所有者層を育成する目的で設立された, 農民の相互信用機関 (SICAM) を介して行なう貸付によ るものであるが、その実態は以前同様、受益者は地主層 であり、彼らはその資金を土地投機に充てたり、髙利貸 の原資として利用した。こうしてこの制度は地主制を一 層拡大,強化するとともに,貸付の増大によって通貨が膨 張し、インフレを促進する要因となった。後者の企業発 起に関しては,子会社インドシナ不動産信用銀行 (CFI) を創設して土地投機を促進し、農業信用を膨張させる 一方で、パリの事業銀行と共同でプランテーション、鉱 業、工業部門の多くの企業の創設に参加し、支配下の企 業集団を形成するなどの特徴がみられた。

こうして信用が膨張する状況のもとで、1930年度後半から恐慌が発現した。翌31年には米価の暴落を契機に金本位制が導入されるという事情も加わり、インドシナ銀行は、国際収支の悪化による金、および金為替準備の激減、オーバーローンの結果としての債権の焦付き=信用危機という事態に陥った。これに対し銀行は、総督府の財政デフレ政策に歩調を合わせて信用制限をする一方、債務の整理にあたって、フランス系企業、ヴェトナム人大地主を選別救済する方針で臨んだ。この結果、在来部門においては地主制が再編、強化され、プランテーションをはじめとする近代産業部門においてはインドシナ銀行の一大持株トラスト化=「植民地特権会社」が復活したのであった。

Ш

フランス帝国主義とアジアとの関係について本書の到遠した水準は、事実関係の究明においても、分析方法においても、キャディ=ラッフェイ論争の域をはるかに超えるものであり、今後のアジア地域の近代経済史研究に与える影響もきわめて大きい。特にヴェトナム史の研究に対してはさまざまな面で貴重な手がかりを与えているのであるが、そのなかで次のような論点はことに重要であると思う。

その第1は、フランスのインドシナ領土支配の経済的 意義を、対アジア襲略全体のなかで明らかにしたことで ある。従来のヴェトナム経済史研究において,第1次大 戦前の経済構造の特徴を、いかにしてフランス資本主義 の発展過程との関連で捉えるか、という点が最も困難な 研究課題の一つであった。この時期のヴェトナム経済 は、対仏貿易にしろ、フランスからの民間投資にしる、 若干の増加傾向こそみられるものの、量的にも構造的に もフランス資本主義の再生産機構との関連は弱く、植民 地経済に関する帝国主義の古典理論を適用できるような 状況ではなかった。この事実こそキャディらの見解の有 力な根拠となったのである。逆にマレイ (Martin J. Murray) のようにこの事実を軽視して、 単純に新従属 理論の枠組に沿って、ヴェトナムにおける周辺部型資本 主義の発展を強調しようとする場合, 少なくとも第1次 大戦前に関しては、かえって理論と史実との不自然な乖 離を印象づける結果となるのである(M. J. Murray, The Development of Capitalism in Colonial Indochina (1870-1940)、 バークレイ, University of California Press, 1980年)。

著者は周辺部の枠組をマレイのように植民地に限定せず、中国を中心とするアジア地域に拡大し、そのなかで中心部フランスにとってのインドシナ植民地支配の意義を明らかにしている。著者によれば総督府国庫金の中国支店への移転に端的に示されるように、第1次大戦前の植民地インドシナは、膨張政策を採るフランス政府と連携した、フランス金融資本の対中国進出のスプリングボード的な存在として位置づけられていたのである。膨大な国庫金を生みだしたドゥメールの財政改革をはじめ、帝国主義の古典期のフランス植民地政策全般を、こうした文脈で捉え直すことが必要であろう。

ところで、中国に関連して本書が明らかにしたいまーつの重要な論点は、インドシナ銀行の営業活動が中国を中心とする東・東南アジアの通商、通貨圏に依存する一方で、逆にそれに制約されていたこと、言い換えれば、中国経済圏の強固な自立性を裏付けた、という点である。近代アジア史研究の領域においては近年、アジア諸国の経済構造の特質を検討する際に、従来のようにウェスタンインパクトによって一面的に捉えるのではなく、前近代の中国、インドが核となり、周辺諸地域間の分業を基礎として存在し、西欧列強のアジア進出のあり方をも規定するほどの独自性をもつ「アジア域経済圏」(浜下武志氏の用語。氏の論文「世界資本主義とアジア民族

資本」 [社会経済史学会編『社会経済史学の課題と展望 一社会経済史学会創立50周年記念』有斐閣 1984年72~81ページ]参照)に着目する傾向が支配的になりつつある。本書は中心部の金融資本研究の側から、こうしたアジア史研究の新たな動向の重要性を立証するとともに、ヴェトナム史研究に対しては前近代から続く中国との通商関係の検討をぬきに、植民地期経済の分析はあり得ないことを示している。

確かにたとえば、コーチシナにおいては1860年のサイゴン開港時に、米の対中国輸出に依存する典型的なモノカルチュア型経済構造が成立していたことが当時の貿易統計から確認できるのである。つまり、モノカルチュア経済がフランスの植民地支配の結果としてではなく、その前提として存在していたのである。また、ヴェトナムがフランス経済圏に実質的に組み込まれたとみなされている大恐慌期以降においても、米の対中国輸出なしに、コーチシナをはじめとするヴェトナムの経済は存立し得なかったのである。前近代一近代を貫く中国経済圏を重視する必要性は繰り返すまでもないであろう。

さらに本書は、植民地支配下の地主制の拡大再生産の問題についても新たな視点を提起している。従来のヴェトナム史研究においては、地主制の成立と拡大の基本的要因は、植民地総督府の、フランス人、およびヴェトナム人の対仏協力者層に対する優先的な土地払下げ政策にあった、とする見解が有力であった。その前提には、総督府の政策はほぼ一貫して、農業会議所、商業会議所、アランターの組合などフランス系諸団体、および植民地体制を支持する郷職層の権益を代弁していた、という認識があった。ところが本書によれば、総督府の農業、土地政策の基本理念は中小農民の保護、育成にあったのであり、そうした政策理念の実現を阻み、伝統的支配者層の権益を温存して地主制を拡大再生産させる結果をもたらしたのは、極大利潤の追求と安全性の確保を基本原則とするインドシナ銀行の営業活動に他ならなかった。

総督府の政策については、評者がこれまで一連の土地 政策に関連した公文書類を検討した限りでは、著者の見 解が妥当であるように思う。本書の指摘にもあるとおり、地主制の研究はいまだ初歩的な段階にあるが、この 見解も含めて本書で得られた成果は、今後、本格的な研究をすすめるうえで有力な手がかりとなるであろう。

最後に、わが国以外の研究者のために、本書の仏訳なり英訳が刊行されることを切望して拙い書評を終えることにしたい。 **菊池道樹(**法政大学助教授)